

株式会社 橋商事
維持管理基準計画表

	維持管理基準	根拠条文 (施行規則)	計画内容	
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	第12条の6第1項第1号	<p>弊社内で処理する廃棄物は汚泥及び紙くず、廃プラのみであります。全て弊社工場内から発生する廃棄物であり外部からの搬入はありません。</p> <p>破碎処理は、廃プラ、紙くず排出量 4t/日となるので、処理能力より昼間の8時間稼働のみとし、破碎・粉碎後に貯留槽の保管し焼却施設へ定量供給します。</p> <p>焼却は汚泥、廃プラ及び紙くず排出量 61t/日より 24 時間の連続運転とし、定量投入します。</p>	<p>■適 □不適</p>
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	第12条の6第1項第2号	<p>破碎機への投入は、廃プラ排出量 4t/日となるので 1 時間当たり処理能力 0.57t/h より昼間の8時間稼働のみとします。破碎機への投入方法は重機を使用し適正量の破碎を行います。</p> <p>焼却施設への投入は汚泥、廃プラ排出量 61t/日となり、混焼処理能力 63t/日より 24 時間連続とします。供給方法は、定量供給機及び搬送コンベアにて自動的に供給し、処理能力に見合う投入量を遵守致します。</p> <p>また、各廃棄物が、計画されている処理割合を越えることが無いよう一定の割合で焼却します。</p>	<p>■適 □不適</p>
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	第12条の6第1項第3号	<p>万が一、焼却施設からの廃棄物の流出が生じた場合、直ちに施設の運転を停止し廃棄物の回収を行います。また、遅滞無く関係機関へ連絡します。</p> <p>原因の把握及び復旧が完了するまで、運転を再開しないとともに、生活環境の保全上必要な措置を実施します。</p>	<p>■適 □不適</p>
4	施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	第12条の6第1項第4号	<p>焼却施設は日常点検及び定期点検を実施し、正常な稼働状態を保持します。また、常時稼働状態を監視し、機能維持に努めます。</p>	<p>■適 □不適</p>

	維持管理基準	根拠条文 (施行規則)	計画内容	
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	第12条の6第1項第5号	脱水汚泥は密閉式コンベアにて運搬します。廃プラ・紙くずは貯留槽に保管し、風送にて定量供給機に送ります。 また、焼却灰は専用ホッパにて保管します。	■適 □不適
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持すること。	第12条の6第1項第6号	毎日、施設の清掃を実施し、害虫の発生を防止します。また、殺虫剤を配備します。	■適 □不適
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	第12条の6第1項第7号	焼却施設は、低騒音・振動設備を導入します。設備は、工場中央に配置します。またブロワ設備は屋内に設置し、騒音及び振動による周囲への影響を低減します。	■適 □不適
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	第12条の6第1項第8号	焼却施設から排ガス洗浄等による排水は排水処理施設へ送られ処理されます。また、放流水は定期検査を実施し、性状把握に努めるとともに、関係機関へ定期的に報告します。	■適 □不適
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	第12条の6第1項第9号	焼却施設の運転日報、維持管理記録等は記載後3年間保存します。	■適 □不適
10	ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号イ	該当ありません。	—
11	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ロ	焼却炉への投入はロータリーブルブにより外気と遮断した状態で定量的に投入します。	■適 □不適
12	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように燃焼すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように800度以上で燃焼します。	■適 □不適
13	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ホ	運転開始時はバーナーにより、炉内温度を速やかに上昇させます。	■適 □不適

	維持管理基準	根拠条文 (施行規則)	計画内容	
14	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号へ	運転停止時は、炉内の廃棄物を高温で完全に燃焼させた後に停止動作に入ります。	■適 □不適
15	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ト	炉内の燃焼ガス温度は常時、測定し管理室に表示するとともに記録します。	■適 □不適
16	集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りではない。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号チ	排ガス温度は冷却器にて200℃以下に冷却してから乾式集じん機に流入します。	■敵 □不適
17	集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号リ	乾式集じん機への流入ガス温度は常時測定し管理室に表示するとともに記録します。	■適 □不適
18	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ヌ	冷却器、乾式集じん機に堆積したばいじんは灰ホッパに送られます。	■適 □不適
19	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるよう燃焼すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ル	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるよう800度以上の高温にて燃焼します。	■適 □不適
20	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ヲ	排ガス中の一酸化炭素濃度測定装置を設置し、常時測定及び記録します。	■適 □不適
21	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が基準以下となるよう焼却すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号ヅ	排ガス中のダイオキシン類濃度が0.1ng/m ³ 以下となるよう燃焼します。	■適 □不適
22	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号カ	排ガス中のダイオキシン類濃度は1回/年測定、記録します。 また、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定・記録します。	■適 □不適

	維持管理基準	根拠条文 (施行規則)	計画内容	
23	排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号	排出ガスは乾式集じん機及びスクラバーにより処理し、大気への影響を最小限にします。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
24	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号	スクラバー排水は吸収塔に接続された排水管にて貯留槽に送られ、排水処理されます。 吸収塔及び排水管から流出することが無いよう、定期検査を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
25	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号	本焼却炉は流動床式のため、焼却灰は全て飛灰として灰ホッパに送られます。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
26	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	第12条の7第5項にて準用する第4条の5第1項第2号	施設には関係者以外の立ち入りを禁止します。また、火気使用は厳禁とし工事等やむをえず使用するときは施設の稼働を停止します。 火災報知器及び消火設備の設置により万が一の場合に迅速に対応できるよう努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
27	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	第12条の7第5項第1号	燃焼ガス温度は800℃以上を保ち、温度低下時には助燃バーナーで速やかに温度を上昇させます。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適